

小學

修身訓

高等科用

卷之四

K120.1
30.1
4

K120.1

30.1

4

內藤貳叟謹述

高等科用

小學修身訓

卷之四

版權所有

集英堂藏板

勅諭

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ德
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ勿友相信シ恭儉
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ
智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ
如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン



斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民
ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ
中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ
咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

長茂敬書

小學修身訓卷之四

高等科

第一章 忠孝

第一節

○人の幸福は、父母の健康・無事なるを第一とすべし。

○孝行は、父母の世よある中に盡すべし。父母・亡くなり給ひては、如何程思ふとも、甲斐なきものなり。

内藤 恥叟

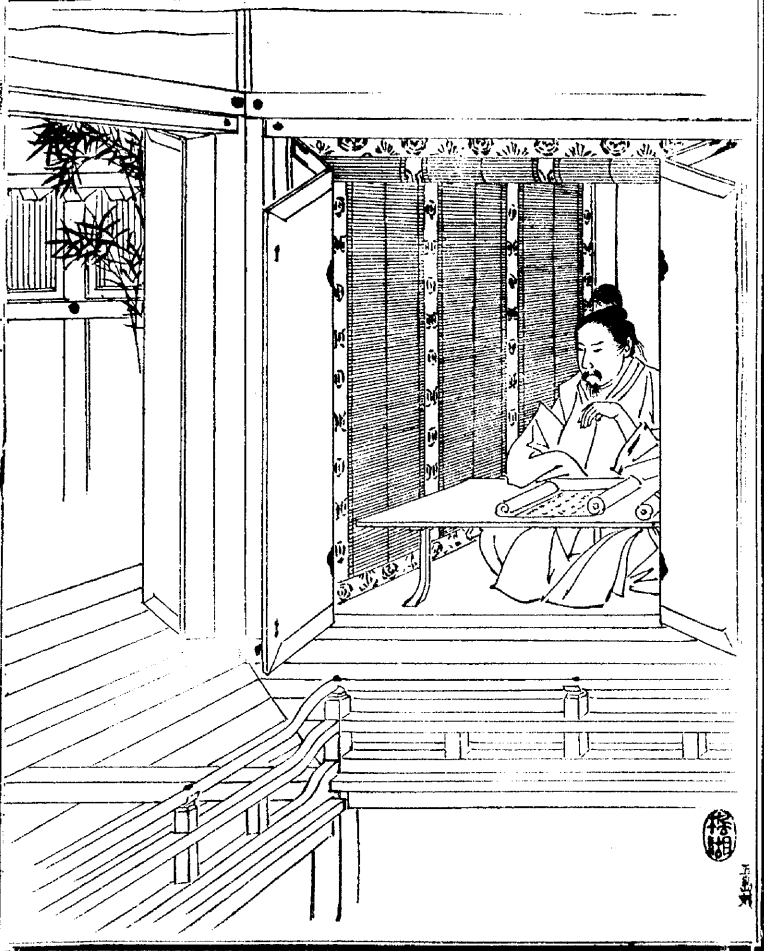
謹述

○我が身の成長するまゝに、父母の老いぬ
 ることを思へ。
 ○父母なき後の、年ごとの祭りは更なり、月
 ごとの祭りを怠らず、時々其の墓に詣で、
 身の恩を謝さべし。

第二節

○人たるものは、國家の常より安泰にして、國
 威のますく大ならんことを願ふべし。
 ○常に忠勇にして、國憲を重んじ、國法に遵

山田古嗣朝臣
 其の親より孝を
 り父母没して
 後樹欲靜風不
 止子欲養親不
 在の句を見る
 ごとに涙流れ
 て巻帙をうる
 ほきを知らざ
 りといふ



卷之四
 高年科

集賢堂藏板

ひ、公益を圖るは、人の本分なり。

○人々、此の心掛を以て、世を渡らば、國家は常に安泰にして、帝室は常に固かるべし。世に忠臣といへるも、かゝる人々よ外ならず。

○故に、國に忠良の民多ければ、國勢これが爲めに強盛なり。

第三節

○人たるものは、忠と孝とを本として、萬の

道を行ふべきものなれば、忠孝の二つを最も人道の肝要とす。

○君小事へて忠ならんよも、父母に事へて孝ならんにも、其の身健かならでは叶ひがたし。故に、其の身を大切にすべし。

○忠義の爲めに、身命を抛つは、即ち父母に孝なる所以なり。

第二章 友愛

第一節

○兄弟相和ぐは、忠孝の一端なり。兄弟和がざれば、其の父母悦ぶべからず。父子兄弟の間、既よ隔意ある時は、如何んがよく皇室に忠なるを得んや。

○父母の心は、兄弟の中睦しきを悦ぶものなり。父母に孝ならんと思はゞ、かりとめよも相争ふべからず。

○兄弟中睦しくて、常に先祖父母の厚恩を思へば、その家ますく榮ゆ。若し此の厚

恩を思はずして、互に相争ふ時は、先祖父母の遺産も、忽ち滅ぶるに至るべし。

第二節

○兄たるものは、弟妹を愛すること、さながら子の如くすべし。弟妹は、兄を敬ふこと、亦父の如くすべし。

○此くの如くして、互に親しめば、友愛の情おのづから溢れて、父母の心も安らかなるべし。

○世よは、兄を誹り弟を誇りて、互ふ惡み罵るものあり。これ豈に忠孝を重んずる人の行ひならんや。

第三章 信義

第一節

○諫争は、信義の最も厚きものなり。
○我が美を譽め、我が功を揚げらるゝは、心よ快よく、惡を露はし、過ちを責めらるゝは、意に逆ふものなり。然るに、これを意とせ

ず、面を犯して諫むるは、信義の厚きものにあらざれば能はず。

○こゝをもて、古の賢君は「諫争の難きは、戰場の一番槍より難し」とのたまへり。

○故に人を諫むる者は、信義に加ふるに、和愛と禮敬とを以てせよ。これ諫めを納るるの道なり。

第二節

○人に諫めらるゝことあらば、我が意に逆

らふ事をもつゝ、みてこれを聴きあつく。これを拜謝すべし。かりうめにも怒り争ふべからず。

○其の言ふところ道理あらば、速かにこれに従ふべし。若し又無理ならば、先づ其の厚意を謝し、退きてよくこれを思ふべし。

○我れを諫むるものある時、或は怒り、或は逆ふことあれば、其の人は言ふに及ばず、他の人もこれに懲りて、再び我が非を正すも

のなるべし。

○古人これを評して、「病にかゝりて、醫を忌むが如し」といへり。

○古語に曰く、「良薬は口に苦けれども、病に利あり。忠言は耳に逆へども、行ひに利あり」と。苟くも朋友の信義を思ふものは、忠言を聞きては、かりにも怒ることあるべからず。

第四章 誠實

第一節

○誠實なる人は、己れの誠をつくして、人の誠ならぬを咎めず。

○誠實ならぬ人は、己れの誠を盡さずして、人を疑ふが故に、人も亦これを疑ふ。

○故に世人の信用を得んと思はゞ、其の心を誠實にして、人の誠ならぬを咎めず、又人を疑ふの念なく、其の行ひを慎みて、陰日向あるべからず。

○誠實を以て得たる信用は、石よりも堅く。石は碎くべけれども、誠實の信用は碎くべからず。

第二節

○人を苦しめて、己れが爲めにせんとするものは、誠實なきの甚どしき人にて、其の心強盜に同トかるべし。

○人を苦しめて、己れを富ますを、不義の富みといふ。

○誠實なる人は、不義の富みをもとむることなし。
 ○孔子の曰く、「不義にして富み且つ貴きは、我れに於て浮雲の如し」と。

第三節

○誠實にして公平ある人は、ひたすら國の利益をはかりて、我が私の利益を思はず。
 ○誠實にして仁慈なる人は、ひとへに他人の窮乏をあはきみて、我が私の恩を賣るこ

陸奥の人京に上りける時東海道原驛の宿屋にて金五十兩を置き忘れとり然るに此の家の下婢其金を取り置きて後年其の主の再び此の驛を通りける時返してを人の誰もかく正直にあらず



となし。

○誠實にして剛毅なる人は、よく人の急難に趨きて、身の不利をもかへりみず。

○此れ等の尊き行ひは、皆誠實の人にして、始めて能くすべし。

○故に、誠實なる人は、國の寶なり。

第五章 禮敬

第一節

○禮敬の要は、先づ我が身を敬ふに在り。

○我が身を敬ふとは、常に我が身を重んじて、言語を正しくし、行儀を正しくし、志しを正しくするをいふなり。

○言語正しく、行儀正しく、志し正しからんには、其の身の品格、おのづから高かるべし。

○古語に曰く、「君子は、敬はざることなし。身を敬ふを大なりとす」と。又曰く、「自ら敬へば、人もまと我れを敬ふ。自ら侮れば、人もまた我れを侮る」と。此の語の意味を善

く味ふべし。

第二節

○人に尊敬せらるゝ身とならば、いよく衆人を尊敬すべし。

○人を先よし、我れを後にし、人の名譽を稱し、我が功勞にほこること勿れ。

○君子は、驕らず侮らず、富み且つ貴きに至れば、益、謙讓の道を重んずるものなり。

○稻の穂の善く實りて、豊かに垂るゝさま

を見ば、我が身分の高き程、ますます人よ下るべきを悟るべし。

第三節

○國に功勞ある人は、古今の別なく敬ふべし。

○我が國の神社は、概ね國小功勞ありし人々を、崇め祠れるところなれば、必ず常にこゑを禮拜せよ。

○國の祭日・祝日は更なり、すべて國家の吉

凶に關する禮典を善く守るべし。
○禮敬は、帝・小内國・臣民の間に止らず。異國の人と對しても、宜しきに從ひて、我が國民の禮儀ある事を示し、其の體面を全うすべし。

第六章 謹慎

第一節

○人は常々、油斷すべからず。明日せんと思へる事は、今日より支度せよ。今日すべ

き事を、明日まで延ばすことなかれ。雨降らぬ間に屋根を葺け。盜人ぬすびとを見て繩をなふとも、何ぞ及ばん。

○何事も隙なる時に用意せば、善く整ふものなれど、隙なる時に怠りて、事を誤ること多し。油斷は實に大敵なり。片時も油斷すべからず。これを平生の慎みといふ。

第二節

○人は、才智の足らざるを憂ふべし。これ

を憂へて、人に求むまば、才智日に長けて、人に侮らるゝことなし。

○我が身、才智・餘りありと心得て、人に誇るときは、却て人に侮らるゝのみならず、遂小は其の身、奇禍を招くことあり。誠の才あり、智あるものは、こまを銜はず、こまに誇らず、善く慎みて、うの身を保つものなり。

第三節

○人には、富む時あり、貧しき時ありて、榮枯

得失・常ならぬものなり。心・静かに覺悟して、身を慎み、業を勤めば、却て永く榮ゆべし。○人は、常に身の分限を守るべし。なまどいに、人の榮達を羨みて、不義の富みを得んとすまば、却てその身を亡ぼすものなり。○また常に奢りを禁むべし。奢りの心、一たび増長すれば、いか程の身代なりとも、忽ち小傾くものなり。

第七章 和順

第一節

○夫は外をつとめ、婦は内を治むるものなり。故に、婦は早く起き、おろく寐ね、家事に心を用ひて、儉約を専らとし、舅・姑につかへて、子供を教へ導き、下人をあはれむべし。これ皆婦たるもの、務めなり。

○これ小引き替へて、朝寐を好み、髪けはひに日を暮らし、物見遊山カクに、惜むべき金錢を費やして、家事に心をどゞめず、我が遊びに

夜をふかして、下人の難義をかへりみざるなど、皆婦たるもの、務めを知らざるものなり。かくの如き時は、夫婦の間、いかに和合すべけんや。

第二節

○女子は、何事もよく扣へめにすべし。己れの知りたる事も、夫小先どちて、物知り顔に取りまかなふは、女子の道にあらず。○「牝雞の晨するは、家の亂」といふ事あり。

これ女子の出過ぎたるは、うの家・亂るとの
意なり。

○此の旨を悟りて、常ニ夫に仕へ、よく家内
の事ニ心を附くべし。

第三節

○世には、善事を爲さんとするも、婦の爲め
に妨げられて、果さぬ者多し。

○婦たるものは、夫の志しをたすけて、善事
を爲さしめ、家事の爲めに、心を亂さぬやう

務むべし。

○夫婦は、同體の如し。夫の名譽は、婦の名
譽とす。夫の耻辱は、婦の耻辱たることを
知るべし。

○夫を助けて、其の志しを全うせしむるを、
内助の功といふ。内助は、婦の最も譽れあ
る行ひなり。

第八章 勤勉

第一節

○一事をなす、一業を修むるにも、先づ志を立てつるを要す。

○其の志を立てつるには、極めて勇猛なるべし。決して懦弱あるべからず。

○懦弱なれば、撓みやすし。撓めば挫折す。挫折すれば、其の功なくして、初めより志を立てざるに如かず。

○古語よ曰く、「断つて行へば、鬼神もこまを避く」と。志を立てつること勇猛小して、業

新井白石先生若
き時貧甚し人或
ハ小技を修めて
食を得んことを勤
むれども従わず
河村瑞軒の家
就きて其の藏書
を借覽し刻苦勉
勵年を重ねれば
終一世の大儒と
なれり



集賢堂雜記

を爲すに勤勉ならば、事として成らざるはなし。

第二節

○既に志を立てば、如何なる事ありとも撓まず、善く其の事を遂ぐべし。半途にして、其の業を廢するは、氣力なきもの、する事なり。

○りの氣力乏しくして、かゝる事の常となる時は、生涯一事業も成就することなし。

第三節

○古人曰く、「勤むまば聖となり、勤めざれば愚となる」と。聖と愚との間、其の相距る遠けれど、其の差は、只勤惰の二つよりわかるゝ所なり。

○古の大事をなすものは、皆其の志を固くし、その業を専らに勤めざるはなし。

○「舜、何人ぞや、吾れ何人ぞや」とは、孟子の人を勵ましたる言葉なり。志ある者は、常

に此の心を以て心とせよ。否らざれば、生涯成す事もなくして果てぬべし。

第九章 儉約

第一節

○人の欲には限りなし。飢ゑたる時は、食を擇まず、既に飽けば、甘旨を思ふ。その心、増長すれば、漸く奢りを爲して、山海の珍味も、猶ほ旨いとせざるべし。

○勞れ寒えし時は、あばらやに、破れたる衣

をも悦ぶべけきど、其の身安くなりては、錦の衣・玉の臺うてなと雖も、猶ほ其の意に満てりとすまじ。

○儉約に、此の奢りの心を押へて、萬一の災に備へ、一家の安樂を圖らんが爲めなり。

第二節

○萬一の災難に備へ、一家の安樂を圖らんには、己れの欲を小ならしむべし。

○日よ十圓の所得ありとも、費やす所之れ

よ過ぎば、出入・相償ふべからず。日に一圓の所得なりとも、其の半なげを費やして、事を濟せば、餘財・家よみちて、後には安樂の身となるべし。

○故よ曰く、儉約の要は、産業を大にするに非ずして、求むる所を小にせるにあり」と。

第三節

○古人曰く、「人情・奢り小入るは易く、儉よ入るは難し」と。

○惡衣・惡食より、美衣・美食よ移るは、快きものなれども、美衣・美食より、惡衣・惡食に移るは、極めて苦きものなり。

○一旦・儉約の美をやぶりて、奢侈の惡よ染む時は、再び其の始めに返らんこと、極めて難し。慎みても、猶ほ慎むべきは儉の道なり。憎みても、猶ほ憎むべきも、奢りの心なり。

第十章 仁慈

第一節

○富貴の人、いさゝかの費えを省き、これを飢寒の人に施こさば、其の仁慈極めて大なるべし。

○世の富貴の人を見るよ、動もすれば無用の遊戯に、萬金を費やすことあり。貧賤の生計・難きを知らば、少しくこれに施すべし。是れまた人の務めなり。

第二節

○仁慈とは、只、金錢を施すをのみいふにあらず。身・健かなる者は、力を以て人を助け、病者を扶助するが如きも、亦仁慈なり。

○殊に水・火・震災の時、溺るゝを救ひ、焼くるを防ぎ、壓されたるを扶くるなど、また大なる仁慈なり。

○古語に曰く、「仁を欲すれば、こゝに仁到る」と。人・苟くも人の爲めに利あらんことをねがはゞ、其の身・即ち仁者なり。

第三節

○身を棄て、仁を成すは、仁の至極せるものなり。

○假へば、外敵の來たる時、奮闘して身を顧みず、君の爲め、國の爲めに、死して悔いざるなど是れなり。

○古語に曰く、「志士・仁人は、生を求めて仁を害すること無く、身を殺して仁を成すこと有り」とは、これを謂ふあり。

第十一章 公益

第一節

○國の公益を圖らんには、忠孝を旨として、よく學問すべし。

○學問をくして、偏に公益を圖らんとする時は、動もすれば、條理に背き、却て國の大害となる事あり。

○事を起して、公衆の爲めにせんとせば、ちゞに思ひをめぐらし、事の條理に背らざ

らんやう心掛くべし。

第二節

○世よは、外人と交はるに、相當の禮を以てせず、はしとなく罵り、果ては漫りに輕侮するものあり。又甚だ卑屈にして、國の品格を辱しむる者あり。いづれも條理に背くものなり。

○其の心、國の爲めに謀るも、却て國の爲めに害となるのみならず、之れが爲めに公益

を損ド、國の利を失ふ事あり。これ學問なき所以なり。

○誠に國の爲めを思はゞ、我が行ひを正しくし、品格を高尚・優美にし、外人に對しても、禮儀ありて卑屈ならず、我が國の光りを増し、海外の景慕を起さしめん事をまかるべし。

第三節

○公益の事業を起さんとせば、よく忍耐の

志しを勵まし、いかなる艱難に當りても、中途にして止むべからず。若し一代にして成りがたきは、おれを子孫にのこして、成功を謀るべし。

○子孫たるもの、よく父祖の志しを繼ぎて、その業を大成するに、只に孝道の美なるのみにあらず。國に對し忠節にして、その功最も大なるべし。

○會を立て、社を結び、公益を圖らんとせば、

ひろく衆人の言をきき、我が徳器を大にして、衆人と共小心力を戮すべし。

○世小は、公益を名として、ひうかに私利を營むものあり。遂に公利・公益を害して、我が身を破るに至る。返すくも、是れらの行ひあるべからず。

第四節

○公益は、世の爲めにする、忠孝の志し厚きより成る。もし忠孝を以て、本とせざるも

のは、うの事成就する事あるべからず。

○古より、一事を開き、一業を成し、公衆の便益を起し、名を後世に傳ふる者は、皆忠孝に本づかざるはなし。

○されば、大名を後の世に輝かし、國家の公益を開かんとせば、宜しく忠孝の旨を辨へ、何事をなすにも、國の爲め、世の爲めにして、先祖・父母の恩に報ゆる事を忘るべからず。

第十二章 國體

第一節

○我が國は、開闢以來、君臣の分、一たび定まりてより、萬世一系の皇統・連綿として相承け、今日に至るまで、曾て渝ることなく、代々の天皇は、皆皇祖の遺訓に循ひて、此の國を知ろしめし給へり。

○世に治亂なきにあらず、時に盛衰なきにあらずと雖も、上下の名分正しくして、忠孝の道明かに、皇室は儼然として動きなく、

天地と共に窮りなし。是れ我が國體の世
界に冠たる所以なり。

○世界・萬國、何れのところに至るも、萬世・一
系の皇統なく、古今・無二の臣民なし。此
の皇統と此の臣民とあるは、只、獨り我が
日本のみ。

第二節

○我が 天皇は、代々・民を安んじ、民を利
するを以て、大御心となし給へり。國民

の祖先・以來、皇室に忠なる心は、萬古・不易
にして、今の皇室を奉戴せしこと、三千年
の間、幾んど一日の如し。

○勅諭に曰く、我が 皇祖・皇宗・國を肇む
ること宏遠に、徳を樹つること深厚なり。
我が臣民、克く忠に、克く孝に、億兆心を一に
して、世々厥の美を濟せるは、此れ我が國體
の精華にして、教育の淵源・亦實に此より存す
と。

中臣鎌足蘇我
入鹿の專横を
怒り中大兄皇
子とはかりて朝
廷よりこれを
誅すこれより
皇室の尊嚴い
よゝに復せり



○我が國民たるもの、宜しく勅諭の御趣
旨を體認し、克く忠ふ、克く孝ふ、益、我が國體
の精華を、發揮せずばあるべからず。

第十三章 國民の務め

第一節

○我が國體あれば、從ひて國憲あり。我が
人民あれば、從ひて法律あり。共に國體を
保守して、人民を安泰よせんが爲めに、設け
立てさせ給ふ所なり。

○この人民として、よく國憲を奉體し、法律を遵守して、上は國體を鞏固し、下は民福を増進せん事を思ふべし。

○故に國民たる者の、常に國憲を重んじ、國法に遵ひて、國家に盡すべき務めの第一と心得べし。

第二節

○我が國は、皇祖・皇宗これを開き給ひて、永く日嗣の御子に傳へ、以て萬民を撫育

せさせ給へり。これを撫育し給はんは、その費え亦少ならず。國民たるもの、此の恩に報いて、租税を奉らん事、誠に正理の道なり。

○朝廷の、百官あり、官衙ありて、其の費用あるは、一として此の民を安んじ、此の國を守るが爲めならざるはなし。國民たるもの、善く忠勇を勵まして、國家・盛恩の萬一に、報い奉るべし。これ我が國民の務めなり。

第三節

○我が日本國は、古より今に至るまで、外國の爲めに辱しめ侮られし事なく、三千年の久しき、獨立して國威を東洋にふるへり。若し今日にも、外國より侵し侮り奉る者あらば、これを打ち破りて、勇武を示さん事、我が人民、當務の急なり。

○國民たるものは、祖先以來、忠勇を以て、かくまでに、正しく此の國を守り來たれり。

これを傳へて猶ほ益盛んにするは、現今、人民の務めなり。少壯の男子は、奮ひて兵役に進み出で、國の爲めに身を致して、以て祖先、忠勇の遺風を彰し、子孫、萬代の鑑とすべし。國民たるもの、一日も此の大義を忘るべからず。

小學修身訓卷之四 高等科 終

明治二十五年三月五日印刷
明治二十五年三月七日出版
明治廿五年三月廿九日印刷改題再版
版權 所有

定價金十二錢

著者 東京府平民 內藤 恥 叟

發行所 東京府平民 小林 八 郎

發賣所 集英堂本店
東京市日本橋區通旅籠町十一番地

賣捌所 各府縣下書肆



